

【放課後等デイサービス】料金について

サービス料の1割と飲食代等の実費が自己負担となります。

サービスの1割負担部分は、所得に応じて上限が設定されています。どの区分になるかは市町村が決定します。

※詳しくは各市町村の児童福祉窓口にご相談ください。

【利用者負担上限 月額】

名称	金額
生活保護・市民税非課税世帯	0
市民税課税世帯（世帯で合計した市民税所得割額が28万円未満の世帯）	4,600
市民税課税世帯（世帯で合計した市民税所得割額が28万円以上の世帯）	37,200

単位：円



【利用料金明細】

	負担額	概要
提供時間が30分以上1時間以下	574	
提供時間が1時間30分超3時間以下	609	
提供時間が3時間超5時間以下	666	
延長支援加算 1時間以上2時間未満	92	延長支援を行う場合（1時間以上2時間未満）
延長支援加算 2時間以上	123	延長支援を行う場合（2時間以上）
送迎時加算	54	居宅等又は学校と事業所との間に送迎を行った場合（片道につき算定）
児童指導員等加配加算Ⅳ	107	児童指導員を基本的な人員基準を超え、1以上配置している事業所
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の割合が100分の35を超える場合
欠席時対応加算	94	欠席した児童本人またはその家族に連絡調整、その他の相談援助を行った場合
個別サポート加算Ⅰ(1)	90	行動上の課題を有する就学児に対してサービスを提供した場合
個別サポート加算Ⅲ	70	不登校の就学児に対して、学校及び家族と連携してサービスを提供した場合
上限額管理加算	150	対象者の負担額の管理を行った場合

※飲食代、レクリエーションに係る費用（材料費・入場料）等は、障害福祉サービス費支給の対象ではありませんので実費掛かります。